

中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」について

文部科学省 高等教育局高等教育企画課・高等教育政策室長 榎本 剛

中央教育審議会の大学分科会は、平成二〇年九月二日の文部科学大臣からの諮問「中長期的な大学教育の在り方について」を受けた審議を行っています。この六月には「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告」（第一次報告）を公表したところですが、それに続いて、八月二十六日に「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」（第二次報告）を取りまとめて公表しています。

一．大学分科会における審議状況

(1) 大学分科会における審議の経過

昨年九月の諮問には、検討を要する事項として、次の三つが挙げられています。

- ① 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度とその教育の在り方
- ② グローバル化の進展の中での大学教育の在り方
- ③ 人口減少期における我が国の大学の全体像

さらに、それぞれの事項に関して、審議を要する項目が具体的に挙げられています。大学分科会では、これらの多岐にわたる論点のうち、課題ごとに審議の区切りがついたものから、順次報告していくことになっています。

そこで、本年一月の第四期の最後の大学分科会では、諮問のあった昨年九月から本年一月までの審議内容を整理し、「大学分科会の

審議経過について」として公表しています。その際、学位プログラム等の検討、グローバル化の進展への対応、量的規模の検討、機能別分化や大学間ネットワークの促進等の審議項目は、大学の質保証システムの見直しと深く結びついており、各施策の相互の関係を念頭に置いた総合的な検討が必要であると確認されています。

本年二月には、第五期の大学分科会が発足し、その下に、新たな部会を複数設置することになりました。こうした各部会と、第四期に設置された各ワーキンググループ（WG）において、それぞれの所掌する課題を深く掘り下げて検討しています。

六月一日の大学分科会では、本年二月から六月までの各部会・WGの審議経過を踏まえた意見交換を行い、それに基づいて、六月二五日付けで第一次報告を公表しました。第一次報告の構成は、諮問理由に挙げた三つの柱に沿っており、そこに挙げられた多くの課題について、議論の方向性の提示や論点整理を行っているほか、審議が煮詰まったことを受けて具体的な改善を提起しています。

各部会・WGでは、第一次報告の取りまとめ作業に並行して、また、取りまとめ後も、精力的な審議を行っています。そのことを受けて、大学分科会では、八月四日・二十六日の審議で、以下に述べる部会・WGの六月から八月の検討状況について確認し、その結果を、第二次報告として整理しています。

(2) 各部会等における審議状況

第二次報告の内容に関係する部会やWGの審議状況は次のとおりです。

「質保証システム部会」では、三月の発足から七月までの計七回の審議を通じて、公的な質保証システムを構成する「設置基準」、「設置認可審査」及び「認証評価」の關係の再検討を中心に審議を行いました。また、大学の教育活動に関する情報公開の促進や、大学の自主的・自律的な質保証活動の重要性も取り上げています。

「大学院部会」は、本年三月に現行の体制で発足してから七回の審議を行い、大学院に関する過去の制度改正や各種施策のフォローアップ、また、各大学の改革の取組状況の検証を行っています。

WGのうち、「大学グローバル化検討WG」では、大学の国際化の意義とその方向性を整理しつつ、公的な質保証システムの海外への発信と教育連携に向けた検討に取り組んでいます。

また、第一次報告で、教育・研究の審議と比較して、学生支援・学習環境整備に関する審議が十分とは言えないとの問題意識が提起されたことを受けて、「学生支援検討WG」が、この点について検討を行っています。

第二次報告の内容には、これらの部会・WGでの審議経過が反映されていますが、このほかの部会・WGでも、大学分科会に報告する段階に至っていないものの、重要な論点が審議されています。

例えば、四月に発足した「大学規模・大学経営部会」は、八月に審議を行い、今春の学生の入学状況等について「学校基本調査」や「私立大学・短期大学等入学志願動向」の速報値を分析し、私立大学の自主的な経営改善への取組への支援や、財務・経営の透明性の観点からの情報公開の促進について論点整理を行っています。

八月に審議を開始した「大学行政部会」は、「全国レベルと地域レベルのそれぞれの人材養成需要に対応した大学政策の在り方」等を論点に掲げており、我が国の計画的な人材養成に関する歴史的

経緯や諸条件を振り返りながら、国公私立大学を通じた大学の機能別分化と連携の在り方等の検討を行っています。

「全国共同利用検討WG」は、第一次報告が、教育・学生支援に関する共同利用・共同研究拠点制度の導入を提案したことを受け、具体的な検討を行いました。このWGでの議論の結果を踏まえ、八月には学校教育法施行規則等が改正されています。それにより、教育に係る施設は、教育上支障がないと認めるときは、教育関係共同利用拠点として、他大学の利用に供することができることになりました。あわせて、大学教育の充実に特に資するときは、文部科学大臣の認定を受けられることになりました。

二、第二次報告の概要

(1) 審議における方針

このように各部会やWGでは、様々な検討を行っています。それぞれに審議を通じて、次の二つの観点が共通に重視されています。

第一として、大学制度は、過去数十年來の様々な歴史的経緯やその際の事情に応じて整備されており、さらなる大学制度の進展のためには、現行の制度や施策を改めて検証し、その基盤を再確認することが不可欠であるということです。第二次報告が、公的な質保証システムや、大学院教育の充実に関し、これまでの経緯の整理と現状の検証に力点を置いたのは、その問題意識の表れです。

第二として、大学制度や施策の検討に当たっては、国際的な動向に留意する必要があるということです。大学は、中世ヨーロッパに登場して以来、学生や教員による国境を越えた交流や、国際的通用性を前提とする学位授与など、国際的な活動を前提としています。ヨーロッパのエラスムス計画やポローニャ・プロセス、また、アメリカの大学の教育研究上の優位性を背景とした国際的な活動等、教育研究活動がグローバルに展開される中、我が国の大学行政も、アジア地域をはじめとする国際的な展開を強く意識していくことが求め

られます。

(2) 第二次報告の性格

第二次報告は、第一次報告後の審議内容、すなわち、本年六月から八月における各部会・WGの審議を踏まえています。したがって、その内容は、次の三つが含まれます。

○ 第一次報告で提言した内容を更に発展・充実させたもの(例：公的な質保証システム)、

○ 第一次報告では論点整理にとどまった内容の検討を具体化させたもの(例：学生支援・学習環境整備)、

○ 今回、新たに課題を整理したもの(例：大学院教育)、したがって、第二次報告は、第一次報告と別の内容を持っており、二つの報告書はあわせて読まれる必要があります。

(3) 第二次報告で具体的に示された内容の概要

第二次報告で示された内容のうち、主なものは次のとおりです。

① 公的な質保証システムの再検討について

大学教育の質保証とは、第一義的には、大学がそれぞれの教育活動を通して、どのような知識技術体系を修得させるのか、あらかじめ設定し、その設定内容を学生とその費用負担者に明示した上で、それを確実に実行することだと考えられます。第一次報告では、公的な質保証システムの課題と改善の方向性が示されました。今回の第二次報告では、公的な質保証システムを構成する三つの要素(設置基準、設置認可審査、認証評価)に関する歴史的経緯を整理しながら、質保証システムの再検討が求められる背景を再確認しています。

すなわち、我が国の公的な質保証システムは、従来の設置基準と設置認可審査による「事前規制型」から、平成一四年の学校教育法

改正による認証評価制度の導入(平成一六年度施行)や、平成二五年の設置基準改正による審査内容の簡素化等を通じて、「事前規制と事後確認の併用型」に転換しています。これにより、一定水準以上の大学であることを保証する事前規制型の長所と、大学の多様性に配慮しつつ、恒常的に大学の質を保証する事後確認型の長所を合わせ持つ仕組みになっています。

このことを確認した上で、先ほどの、公的な質保証システムを構成する三つの要素のそれぞれの役割と相互の関係をあらためて検証し、その制度・運用を改善していくことを課題として挙げています。

例えば、設置基準については、その規定に含まれる定性的・抽象的な基準をできるだけ具体化・明確化していくことを提起しています。また、設置認可の性格を、特定の学位を付与する教育課程(学位プログラム)を持続的に行うことを保証すべきものとして整理した上で、設置認可審査時に適用すべき基準の規定の在り方を検討するように求めています。認証評価については、認証評価機関が定める基準に適合していることを確認する「適格認定」としての性格を持つことを確認しています。そして、この認証評価を通じて、(ア)大学の自己点検・評価による内部質保証が確実に機能していることの確認、(イ)設置基準による最低水準が満たされていることの確認、(ウ)設置認可審査との一貫性や体系性への配慮がなされることを通じて、より分かりやすい制度・運用となるよう検討を進めることを提起しています。

② 情報公開の促進について

大学の情報公開がなされることは、質保証を進める上で極めて重要な論点です。

大学の情報公開は、(ア)大学の教育研究等の質保証の観点と、(イ)公共的な存在である大学及びその設置者(国立大学法人、地方公共団体、公立大学法人及び学校法人)の財務・経営の透明性の観点、の

二つから要請されると考えられます。第二次報告は、このうち前者に着目し、公表が求められる内容の具体化等が必要であると提起されています。なお、後者の財務・経営の情報公開は、今後改めて整理される予定です。

③ 質保証に関する他の論点について

既に七割の大学が就職ガイダンスや職業意識の形成に関する授業科目を開設している実態にかんがみ、職業指導（キャリアガイダンス）の法令上の位置づけの明確化について、その際の留意点を含めて、提言しています。

また、グローバル化に関連して、(ア)大学制度に関して海外に対する情報発信が必要であり、その方策の一つとして、我が国の設置基準等を外国語で示すこと、(イ)ダブル・ディグリー等による組織的・継続的な教育の連携関係を構築するに当たって、その質保証を図るためのガイドラインの作成が有益であること、を指摘しています。

④ 大学院教育について

大学院教育の充実については、まず、平成一七年の「新時代の大学院教育（答申）」や、翌年の「大学院教育振興施策要綱」（施策要綱）を受けた制度改正や施策の進捗状況を検証し、その上で、今後の方策を検討することが必要です。

そこで、施策要綱に掲げられた内容が、大学でどのように取り組まれ、その施策の効果がどうなっているか、分野別・学位種類別に検討することを提言しています。

例えば、平成一八年に、大学院教育での人材養成目的の明確化が大学院設置基準に規定されました（平成一九年度施行）。こうした制度改正が、どの程度実質的なものとして機能しているか、また、こうした人材養成目的の内容について、学内の教員間で共有していくための取組や、産業界等との連携強化がどうなっているか、検証す

ることになっています。

そのほか、大学院の適正な量的規模の在り方を検討していくこととされています。量的規模の検討は、我が国が人口減少期にあるという事実だけでなく、産業界等の人材需要動向や、国際的な競争力の観点を勘案する必要があるため、より幅広い視野から議論される必要があります。

⑤ 学生支援・学習環境整備について

学生支援・学習環境整備のため、大学が、各種の学生相談（履修支援、生活相談、留学生支援）を総合的に行うための国の支援を提起しています。

あわせて、学生の経済的支援も重要な課題です。我が国の高等教育に対する公財政支出の割合は、他の教育先進国と比較して低く、私立学校が高等教育の普及と発展に大きな役割を果たしてきた沿革もあり、家計負担の占める割合が高くなっています。

平成一七年の「我が国の高等教育の将来像（答申）」は、高等教育への公財政支出の拡充の必要性を強く指摘しており、経済的に困難な者が修学を断念することのないよう、一層の教育費負担軽減策を充実していくことが課題です。そこで、授業料減免や奨学金等の教育費負担軽減の推進、TA、RAやフェローシップ等による大学院生への経済的支援等も掲げています。また、奨学金等の経済的支援に関し、きめ細かな情報提供と相談体制の充実を提起しています。

（第二次報告は、「大学と学生」の次号で紹介する予定です。なお、文部科学省のホームページにも掲載されています（www.mext.go.jp/b_menu/shingy/chukyuo/chukyuo4/honkoku/1283827.htm）。